

令和5年3月14日 佐藤

～ 災害時における対応をさらに強化していきます ～

区社会福祉協議会と本所法人会青年部会が災害時の協力について協定を締結

関東大震災からちょうど100年目となる今年、墨田区社会福祉協議会（会長 西原文隆）は、本所法人会青年部会（部会長 小出 誠一郎）と災害時等における協力に関する協定を締結しました。

今後、区で災害が発生した場合に、区の要請に基づき、同協議会が災害ボランティアセンターを設置し、その運営を担うこととなります。また、被災地支援のために全国から訪れるボランティアを受け入れ、被災者のニーズに基づいて調整の上、派遣することで、被災者を支援する役割があります。

一方で、大規模な災害の場合には、同協議会の職員だけで対応するには困難な場合に、他の社会福祉協議会などからの応援を求めることとなるが、交通機関の断絶などで支援が受けられないという場合も想定されています。このため、災害ボランティアセンターの運営には、地域の方の協力をいただくことが重要となっていることから、同協議会では地域の個人・団体との協力関係の構築を模索してきました。

今回、協定を締結した公益社団法人本所法人会は、正しい税知識の普及と企業の発展を支援することを目的として、環境や福祉等、地域に密着した社会貢献活動など様々な活動を行っている団体です。自身も被災地でのボランティア活動の経験をもつ同法人会青年部会の小出部会長から「地域貢献の一環として、災害時において社会福祉協議会の活動に対して協力したい。」との申し出がきっかけとなり、今回の協定締結の話が進んだとのこと。

同協議会の栗田事務局長は、「今回協定を締結させていただき、災害ボランティアセンターの運営にご協力をいただけることは、地域の災害対応力を高めることとなり大変ありがたい。この協定の締結をひとつの契機として、今後さらに協力関係を深めることにより、区民生活を支える役割をさらに強化したいです。」と話しました。

《本事業の概要》

協定名称：災害時等における協力に関する協定

協定期間：令和5年3月13日から令和6年3月12日まで（以降、1年ごとに自動更新）

協定内容：近隣の被災情報の把握及び報告、災害ボランティアセンターが実施する被災者等を対象としたボランティア活動への参加、災害ボランティアセンターの運営に係る人員の派遣 等

《写真》協定締結式の様子（左から、墨田区社会福祉協議会 西原文隆 会長、本所法人会青年部会 小出 誠一郎 部会長）



《問合せ》 墨田区社会福祉協議会 03-5608-6206

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）